食品衛生法・品目登録制度の厚労省通知について(平成21年11月18日通知(1))

このほど、厚労省より通知(平成 21 年 11 月 11 日付検疫所長宛輸入食品安全対策室長名通知)(別添)が発出されましたので、お知らせします。

通知内容は、現在、品目登録の要請の提出がなされていますが、書類の不備により審査 事務に支障が生じていることから、当分の間、品目登録申請書類に「品目登録申請書類確 認書」(チェックリスト)を添付して提出するよう、品目登録の要請者(輸入者)に要請す るものです。 各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

品目登録について

標記については、「輸入食品監視指導業務基準」(平成16年11月19日付け食安発第1119002号)に基づき実施しているところですが、平成21年8月7日付け食安発第0807第3号に示す改正通知により、新たに一定要件を満たす輸入届出を行わない食品等で実施した検査結果についても、品目登録に用いる検査結果として受け入れることとしたところです。

上記改正に基づき、新たな品目登録の要請の提出が行われているところですが、 書類の不備により審査事務に支障が生じていることから、当分の間、品目登録申請 書類に別紙を添付し提出するよう、要請者に対し指導方よろしくお願いします。

品目登録申請書類確認書

要請者(輸入者)住所 氏名 印 (電話番号)

品目登録申請書類について確認した結果は以下のとおりであり、相違ありません。

書類等	確認欄
〇品目登録要請書(様式第1号:正副3部)	
○検査結果 1. 輸入届出を行った器具及び容器包装並びにおもちゃ で実施された検査結果	
2. 輸入届出を行わない器具及び容器包装並びにおもちゃ で実施された検査結果	
3. 平成21年8月31日までに平成20年7月31日付け食安輸発 第0731001号に基づき作成された検査結果	
※上記2の場合にあっては、以下の項目についても確認すること。	
ア 検査結果通知書への、平成20年7月31日付け食安輸発 第0731001号に定める事項の記載及び添付 イ 検査結果通知書への次の事項の記載	
(ア) 製造者又は輸出者から登録検査機関に直接送付され た未開封の検体を検査に供したこと	
(イ) 検体を特定する名称、品番、JAN コード、製造者名 (ウ) 材質 (エ) ウに掲げる書類が検体に係るものであることを確認 した上で検査を実施したこと	
ウ 検査結果通知書への次の書類の添付 (ア) 検体を特定する名称、品番、JANコード、製造者名 等	
(イ) 検体が製造者等から登録検査機関に直接送付された ことを証するインボイス、船荷証券 (B/L) 等	
(ウ) 検体を特定するカタログ、写真等 (エ) 検体が部品である場合には、製品との関連を示す展 開図などの図面等	
(オ) 適用される規格基準が特定可能な材質を証する書類	

注)確認欄には、□に「レ点」で記入すること。